4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : SUGANUMA, Takaaki, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 28
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : The complete set of computer system.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑸　Time limit of tender : By 14 : 00　22 October 2026.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1　Nishi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 JAPAN tel : 03―3591―5251 E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

## 入札公告の訂正

令和８年９月２日
国立大学法人東京大学総長　藤井　輝夫
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
**○第 39 号**
1　掲載日　令和８年８月21日（号外政府調達第155号）
2　訂正内容　25ページ３段目の入札公告第39号「B　国立大学病院管理会計システム　一式」について、１⑵B中、「国立大学病院管理会計システム　一式」を「国立大学病院管理会計システムサーバ　一式」に、５⑶B中、「University Hospital Management Accounting System 1 Set」を「University Hospital Management Accounting System Server 1 Set」にそれぞれ訂正します。

## 入札公告の取消

令和８年９月２日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　藤田　正人
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
**○第 165 号**
令和８年８月10日（号外政府調達第147号）２ページ４段目掲載の入札公告第155号「矯正総合情報通信ネットワークシステムにおける集約サーバ機器の構築・機器賃貸借等　一式」を取り消します。

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年９月２日
（契約責任者）西日本高速道路株式会社
中国支社　中国支社長　本園　民雄
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34
**○第 9 号**
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　浜田自動車道　来尾川橋他１橋（下部工）工事（不落札協議）
⑶　工事場所
自）島根県浜田市旭町都川
至）島根県浜田市旭町市木
⑷　工事内容　本工事は、浜田自動車道４車線化事業（瑞穂ＩＣ～旭ＩＣ）における切盛土工及び来尾川橋・中峠橋の下部工を施工する工事である。
⑸　工事概算数量
・来尾川橋下部工　４基（Ａ１橋台、Ｐ１橋脚、Ｐ２橋脚、Ｐ３橋脚）
・中峠橋下部工　１基（Ａ２橋台）
・切盛土工　約6.5万㎥
⑹　工期　工事の始期日から1,320日間（ただし、令和９年６月１日（工事開始期限）までに工事を開始すること）
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　4,496㎥
鉄筋　2,167ｔ
⑻　落札方式　総合評価落札方式（施工計画提案型（標準型））
⑼　契約金額の約定方法　総価単価契約
⑽　単価表の提出　必要
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。
⑴　審査基準日（下記３⑶に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時において、「令和７・８年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、以下の全ての条件に該当すること。ただし、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領（平成21年３月31日制定要領第41号）」に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けて、当該再認定において以下の全ての条件に該当すること。
①　単体で参加する場合
・「土木工事」の資格を有するもの。
・客観的事項に係る点数（経営事項評価点数）が1,400点以上である者。
②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）で参加する場合
・「土木工事」の資格を有し、かつ、客観的事項に係る点数が1,250点以上である２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、協業組合及び事業協同組合は、特定ＪＶの構成員となれないものとする。
⑶　審査基準日において、平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。
①　単体、特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員の場合　次の施工実績を有すること。
・躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）45m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員の場合　次の施工実績を有すること。
・躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
※特定ＪＶの代表者以外の構成員については、①若しくは②に掲げるいずれかの施工実績を有すること
【注意事項】
○次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、施工実績として認めない。
Ⅰ）西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団含む）が発注した工事で、評定点合計が65点未満のもの
Ⅱ）「国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」第２条第１項の政令で定める法人が発注した工事であって、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないもの
Ⅲ）特定ＪＶ及び経常ＪＶの構成員としての施工実績のうち、出資比率が均等割の10分の６未満のもの
○複数の施工実績を求める場合は、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。